

議案第37号

金員支払請求調停事件の和解について

相手方久喜児童クラブ、江面児童クラブこと大熊健資と本市との間で係争中の「金員支払請求調停事件（前橋簡易裁判所平成26年（ノ）第77号）」について、別紙和解条項のとおり和解することについて、議会の議決を求める。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

金員支払請求調停事件に関し、前橋簡易裁判所の調停案の勧告に従い和解したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものがあります。

和 解 条 項

（以下「平成26年（ノ）第77号金員支払請求調停事件申立人」を「申立人」と、「同事件相手方」を「相手方」という。）

- 1 相手方は、申立人に対し、本件解決金として金 500 万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、本調停案が申立人の議会の承認を得た日から 1 か月以内に申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は各自の負担とする。